

令和 6 年

第 3 回 忠岡町議会定例会会議録

第 5 日

閉会 令和 6 年 10 月 1 日

忠 岡 町 議 会

令和6年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第5日）

令和6年10月1日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 二家本英生議員	6 番 是枝 綾子議員
7 番 松井 匡仁議員	8 番 三宅 良矢議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 勝元由佳子議員	12 番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼秘書人事課長		町長公室次長兼自治防災課長	
	中定 昭博		南 智樹
産業住民部長	新城 正俊		
産業住民部次長兼住民人権課長		産業住民部次長兼生活環境課長	
	谷野 彰俊		小倉由紀夫
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立をいたしております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を開きます。

（「午前 10 時 00 分」開会）

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

事務局長（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和 6 年第 3 回忠岡町議会定例会議事日程（5 日目）について、ご報告申し上げます。

日程第 1 議案第 37 号 令和 5 年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について
（総務事業常任委員会委員長報告）

日程第 2 議案第 38 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
（総務事業常任委員会委員長報告）

日程第 3 議案第 39 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
（福祉文教常任委員会委員長報告）

日程第 4 議案第 40 号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について
（福祉文教常任委員会委員長報告）

日程第 5 議案第 42 号 令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 5 号）について
（総務事業常任委員会委員長報告）
（福祉文教常任委員会委員長報告）

日程第 6 議案第 43 号 令和 6 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について
（福祉文教常任委員会委員長報告）

日程第 7 議案第 44 号 令和 6 年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい

て

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第 8 認定第 1 号 令和 5 年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

(決算審査特別委員会委員長報告)

日程第 9 認定第 2 号 令和 5 年度忠岡町下水道事業決算認定について

(決算審査特別委員会委員長報告)

日程第 10 意見書第 6 号 米不足への緊急対応を求める意見書の提出について

日程第 11 意見書第 7 号 2050 年脱炭素実現に向けて最大限の取り組みを求める意見書の提出について

日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

日程第 1 議案第 37 号から日程第 7 議案第 44 号までの 7 件の議案についてを一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、日程第 1 議案第 37 号から日程第 7 議案第 44 号までの 7 件を一括議題といたします。

本件に関し、9 月 6 日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託をしました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井 匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

9 月 6 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました、4 件の案件につきましては、9 月 10 日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして、会議規則第 41 条第 1 項の規定によりご報告をいたします。

なお、質疑応答などの詳細な内容につきましては、配付いたしております、議事概要版のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

また、4件の議案のうち、議案第41号につきましては9月12日の本会議において、先んじて報告いたしておりますので、これを省略いたします。

議案第37号 令和5年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

次に、議案第38号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

最後に、議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）につきましては、総務事業常任委員会に係る部分は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3件の議案について報告を終わります。

令和6年10月1日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（北村 孝議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、三宅良矢議員。

福祉文教常任委員会委員長（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

福祉文教常任委員会委員長（三宅 良矢議員）

議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました、5件の案件につきまして、9月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並び結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております、議事暫定版のとおりでありますので、よろしくお願いします。

議案第 39 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・反対討論があり、賛成多数で可決されました。

反対討論としては、後期高齢者医療保険証をマイナ保険証に切替えない人に資格確認書を発行するという議案。マイナンバー制度はプライバシー権侵害のリスクが避けられず高齢者には紛失のリスクもある、との意見がありました。

議案第 40 号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・反対討論があり、賛成多数で可決されました。

反対討論としては、今の紙の保険証をそのまま残せばいいものを、マイナ保険証を誘導することについては反対します、との意見がありました。

議案第 42 号 令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 5 号）についての、福祉文教常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・反対討論があり、賛成多数で可決されました。

反対討論としては、令和 5 年度の黒字である 1 億 700 万円を財政調整基金にため込むのではなく、黒字の一部を活用し、給食費の助成費用を約 3 か月とは言わず、今年度末まで給食費の助成を行うべきではないか、という立場で本補正予算には反対との意見がありました。

一方、賛成討論としては、今の状況下で、臨時交付金を子育て世代の支援として給食費助成金に回すことには賛成、との意見がありました。

議案第 43 号 令和 6 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・反対討論があり、賛成多数で可決されました。

反対討論としては、取得が任意であるマイナンバーカードに保険証機能を付加したマイナ保険証は、マイナンバーカードの取得が実質義務化となる。紙の保険証を廃止し、その代わりとなる資格確認書を作成するための費用の補正予算には反対、との意見がありました。

議案第 44 号 令和 6 年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された 5 件の議案について報告を終わります。

令和 6 年 10 月 1 日、福祉文教常任委員会委員長、三宅良矢。

議長（北村 孝議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

それでは、日程第1、議案第37号 令和5年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本件について委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。

よって議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第2、議案第38号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本件について委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。

よって議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第３、議案第３９号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について討論を行います。

討論ございませんか。

６番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

６番（是枝 綾子議員）

議案第３９号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、日本共産党の反対討論を行います。

この議案は、今年の１２月２日から、紙の保険証を廃止することに伴う規約の変更であります。紙の保険証の廃止の目的は、任意であるマイナンバーカードを強制的に全国民に持たせようというものです。それも性急にです。マイナンバーカードの取得率は全国的に約７割ですが、マイナ保険証の利用率は、厚生労働省の発表によれば、今年の８月時点で１２．４３％にとどまっています。全国保険医団体連合会の昨年の調査によれば、医療機関で５，４９３件ものトラブルが発生し、一旦１０割負担をした例が１，２９１件もあり、診察を受けずに帰宅した人もいたとのことです。他人の医療情報がひもづけされていたなど、命に関わる危険があり、絶対にあってはならないことです。

そうした不安から、マイナ保険証の利用率が低くなっているのではないのでしょうか。紙の保険証で十分間に合っているのに、マイナ保険証を強制的に持たせて保険証を廃止するのはやめるべきです。

また、あるネットの調査で、マイナンバーカードの義務化に反対という方に理由を聞いたところ、国家による個人情報管理をされたくないという人が４５．５％、個人情報流出に不安という人が３９％で大半を占めています。

そのとおりで、そもそもマイナンバー制度は、医療、年金、介護など人生で受けた行政サービスの給付額と、納めた税金、保険料の額、負担額がどのくらいなのかを比較し、負担に見合った給付という名の下に、社会保障給付費を削減し、国や財界、大企業の税保険料の負担を減らそうというのが最大の狙いです。

安倍政権以来、政府は財界の要求により、個人情報保護法を解約し、保護規定を弱め、個人情報の利活用を拡大してきました。日本経団連は２０２０年新成長戦略において、健康保険証、運転免許証、在留カード等の公的証明書、また診察券や学生証等のデジタル化とマイナンバーカードへの一元化というものを求めています。個人情報ビジネスを推進するために、当初は検討もされていなかった健康保険証の廃止とマイナンバーカードとの一本化をはじめ、膨大な量の個人情報をひもづけているのです。

財界大企業のもうけのために、負担に見合った給付の名目で、社会保障の削減と国民負

増額をするために紙の保険証が廃止され、全国民にマイナンバー保険証を持たせ、国家が国民を監視するなど断じて許せません。そういう意味目的のための紙の保険証廃止を規約上でも行う解約に、日本共産党は怒りを込めて反対をいたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 39 号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。議案第 39 号について委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

賛成多数であります。

よって、議案第 39 号は、可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第 4、議案第 40 号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

討論をお受けいたします。

まずは反対討論でございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

議案第 40 号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について日本共産党の反対討論を行います。

これも先ほどの後期高齢者医療広域連合規約の変更の議案と同様、12月2日から、紙の保険証が廃止されるに伴う国民健康保険条例の一部改正ですが、保険証そのものがなくなるため、返還に応じない者に対する過料が科せられなくなるから削除する。短期保険証も資格証明書も廃止されるというものです。

しかし、保険証廃止が前提の削除改定であります。マイナンバー保険証を全国民に強制

的に持たせ、全国民を国家が掌握し、負担に見合った給付の名の下、社会保障の削減と国民負担増を行い、国の支出の削減と財界大企業の税と保険料負担の削減をする狙いに変わりはありません。認められないため反対いたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。議案第40号について委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

動議を求めます。

議長（北村 孝議員）

二家本議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、組替え動議を提出したいと思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩をいたします。10時35分より再開をいたします。

暫時休憩します。

（「午前10時19分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前１０時３５分」再開）
（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

本件に対して、二家本議員ほか２名から組替えの動議が提出されております。
この動議は所定の要件を満たしておりますので、動議は成立しております。
よって、これから原案と併せて議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

５番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

５番（二家本英生議員）

議案第４２号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）のうち、組替えを求める動議の提案説明をさせていただきます。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業として、事業者への支援金の事業の余剰金分を小中学校の給食費約３か月分の助成として、活用することは反対するものではありません。

しかし、物価高騰は、子育て世帯の家計を直撃しています。よって３か月とは言わず、年度内まで給食費助成を延長し、その増額分については、今回積み立てる財政調整基金を活用し、少しでも子育て世帯の負担軽減を図るようお願いするものであります。

組み替えする項目としまして、歳出のほうより第２款第１項第７目財政調整基金積立金を１億７００万円より６１９万８，０００円を減額し、第２款第１項第２０目町立小学校給食費助成金を４０３万８，０００円増額、町立中学校給食費助成金を２１６万円増額すること。

以上になります。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより本組替え動議に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

１１番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

１１番（勝元由佳子議員）

ちょっとお聞きします。子育て世帯への支援ということで、3か月とは言わず、今年度内まで給食費助成を延長すると、それに係る費用を財調から充当するということで、子育て世帯の支援というところでは分かるんですけども、給食費の無償化という部分が、やっぱり恒常的にしないと意味がないのかなと思う施策でもありますので、これ年度内までやって、年度明けたらまた元に戻るというところで恒常性がないんですよ。

その後、これ今おっしゃってる提案をやったとして、年度明けまた元に戻る。そしたら期待させた部分が、また住民さんをはっきりさせることにもなるんですけども、その部分はどうか考えなんでしょうか。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

私たちは以前から給食費については、もう無償化をずっと求めていってます。今回、忠岡町が今回助成に至ったのは、助成をしたのは物価高騰対策として事業者の費用が、事業者の支援分が余剰金が出たということで給食費を助成するというで組替えいただいたものです。補正予算で出していただいたものです。

恒常的というのは本当に私たちはこれから切に願っているところでありますけども、この事業というのは過去、令和2年度からのコロナのときからどうにかして、子育て世帯助けたいということで、本来であればその時点で恒常的にしていただきたかったものです。

ただ、国の交付金を使って活用したのがここ二、三年あるということで、本来であれば、私たち議員から、議会からしても恒常的な給食費助成を求めていって、子育て世帯の負担を少しでも軽減できるような形でやっていただきたいんですけども、これが終わったから、住民が、はっきりするというのがはっきりさせないために、議会でも、この子育て給食への助成の無償については引き続き求めていっていきたいと思ってます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

7 番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

すみません。提案者に質問をいたします。

さきの福祉文教の常任委員会で、今年度これ足らずの分というのは、もうほぼほぼない

という説明があったかと思うんですけども、これ今回619万8,000円、これの組替えが上がってるんですが、これは負担時期の前倒しか何かを考えてるんでしょうか。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

ここ確かに福祉文教委員会の中では、そういった忠岡町から答弁もありました。後ほど予算について確認してみると、この組み替えする予算が必要だということも伺いました。

やっぱりその中で、ほぼほぼないという答弁が実際にどういったものであるかというのは、その場面では検証はしなかったもので、後ほど出てきた金額についてはちょっとこの金額が出たということで、今回この金額を組替え動議、財政調整基金からの取り崩して、こちらのほうに充ててほしいという、そういった思いで今回提出させていただきました。

7 番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

すみません。では具体的にこれそのときこの補正予算が審議されたときと同じ日数分を負担するということですか。具体的には何月から何月までのお話ですか。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

当初、福祉文教委員会の中では、約3か月という話でありました。お金の使い方によっては3か月半かなということで話をされていて、それで、それだったらもうあと僅かでいけるんじゃないかというのが、当初の福祉文教委員会の中での話でありました。

そうですね、具体的にというところでしたけども、その点については、やっぱり本来であればね、その委員会の中で具体的な金額も聞いて、それで実際にどれだけ必要なのか、何月からスタートさせれば、今年度、あと幾ら足したらいけるのかという、そういう委員会の質疑が必要だったかもしれませんが、その後、確認しましたら忠岡町側は基本的には11月には手続が間に合わないということで、12月から1月、2月最後までというお考えだったんですけども、その分の、まだ11月の引き落としがまだまだ手続が間に合うと私も思っていますので、その11月分も含めた年度末までということで、今回この予算

を提案させていただきました。

7 番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

では、すみません。確認です。委員会で説明されてた分よりも 1 か月前倒しの金額がここに入っているということですか。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

お見込みのとおりです。11 月から 1 か月前倒しにして、3 月末まで、年度末 11 月から 3 月までということで、今回提案させていただいております。

議長（北村 孝議員）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑はないようですので、本動議に対する質疑を終結いたします。

これより議案第 42 号 令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 5 号）について及び議案第 42 号に対する組替え動議の 2 件について、一括討論に入ります。

まず、原案に賛成の発言を許します。

ございませんか。

次に、原案及び組替え動議に反対の発言を許します。

4 番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

討議の分の反対討論でよろしいですか。

議長（北村 孝議員）

原案及び組替え動議に反対の発言、両方に反対の。

4 番（小島みゆき議員）

原案に反対、すみません。違います。

議長（北村 孝議員）

次に、再び原案に賛成の発言を許します。

組替え動議の賛成の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

原案に反対、修正動議に賛成の立場で討論をいたします。

令和5年度の決算で、財政調整基金は17億円を超えています。さらに1億7,000万円を基金に積むという補正予算が上げられています。

長引くコロナ禍で失業や収入が減り、さらに物価高騰が追い打ちをかけています。収入が物価高騰カバーできないと悲鳴が上がっております。

子育て中の世帯も同じです。給食費は小学生高学年で1か月5,000円、中学生では1か月6,000円で、複数の子供がおられる世帯では1万円を超えます。大変家計の負担になっています。

そのような中、全国では小さな自治体、財政にゆとりがなくても、3割を超す自治体が学校給食の無償化を行っています。住んでいる自治体によって大きな教育格差を感じることがないように給食費の全額補助を国が実施するまでの間は忠岡町で実施するということが求められています。

コロナの交付金で数か月給食費の無償化を本町でも実施されましたが、さきの是枝議員の一般質問でも、住民の子育て世帯、今大変なところを応援していくということで、給食費の無償化、これを恒久的にすべきだというふうに質問もし、忠岡町に求めてきたものです。

今回は議案42、今回の議案42号は余った物価高騰対策事業者支援金を、小中学校給食費助成金の予算、助成金の予算の組替えは反対するものではありませんが、今本当に困っている子育て世帯の支援として、3か月ではなく今回積み立てる財政調整基金を活用し、せめて年度内まで延長することを求めます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、原案賛成者の討論を行います。

討論ございませんか。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

原案賛成で動議のものに反対の討論をいたします。

公明党としても、ずっと訴えてきております給食費の無償化は賛成ですが、今回は事業支援の余剰金の臨時交付金を給食費として活用することには賛成いたしますが、財政調整基金を活用するこの動議には賛同いたしかねます。

議長（北村 孝議員）

次、続いて組替え動議、賛成者の発言を許します。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

余剰金、そうですね、事業者への支援金の事業の余剰分を当てるのに給食費の3か月の無償はいいけれどということで、ですが、その余っているお金ですね、を活用してということ是一緒だと思うんです。財政調整基金に積み立てるということをしなくても、そちらに回すということ必要なね、事業であれば、そういうふうを考えるのが普通ではないかと思います。

本当に給食費の無償化を進めようと思うのなら、そういった少しでも長い間やろうというね努力がね、やっぱり必要だと思います。その努力の意気込みというところがやっぱり感じられるか、感じられないか、これが行政には必要な姿勢だと思います。ということでやはり真剣に学校給食費の無償化を求めるならば、余ったお金、財政調整基金に積むのではなく、少しでも使って実施をするのが本当の子育て支援ではないかと思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

次に、組替え、原案に賛成の討論を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について及び議案第42号に対する組替え動議について採決をいたします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

すみません。この動議ですけれども、おっしゃっていることも分かりますし、子育て支援というところで使いたい、おっしゃる気持ちも分かりますけれども。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、討論終わっておりますので。

1 1 番（勝元由佳子議員）

出ていかせていただきたい……

議長（北村 孝議員）

採決にいたします。

この入る前にちょっと言うてほしかったですね。ちょっと私の。

申し訳ないです。

これより議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について及び議案第42号に対する組替え動議について採決をいたします。

まず、議案第42号に対する組替え動議について起立により採決をいたします。

本組替え動議に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、組替え動議は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。議案第42号について委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第42号は可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第6、議案第43号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ございませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

議案第 4 3 号 令和 6 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について、日本共産党の反対討論を行います。

この補正予算は、1 2 月 2 日から紙の保険証を廃止して資格確認書を印刷する台紙の作成業務委託料であります。

先ほどの議案と同様、保険証を廃止して、任意であるマイナンバーカードを強制的に全国民に持たせ、負担に見合った給付のために個人情報と国家が管理し、国の負担削減と財界大企業の税と保険料負担を削減する狙いであることは明らかです。

紙の保険証を残せという国民の批判に押され、政府は資格確認書の発行を余儀なくされました。同じ紙のものを発行するなら保険証でよいはずで、紙の保険証を廃止せず、今のまま残せば、このように無駄なお金を使わなくて済むはずで。

以上のことから、この補正予算には反対いたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 4 3 号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。議案第 4 3 号について委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第 4 3 号は、委員長報告どおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第 7、議案第 4 4 号 令和 6 年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第8、認定第1号 令和5年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について並びに日程第9、認定第2号 令和5年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を一括して議題といたします。

本件は9月6日の本会議におきまして、決算審査特別委員会に付託し審査いたしました。

これより、決算審査特別委員会、二家本英生委員長に審査の結果報告を求めます。二家本議員。

決算審査特別委員会委員長（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

決算審査特別委員会委員長（二家本英生議員）

北村議長のお許しをいただきまして、ただいまから決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和6年9月4日開会の第3回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。令和5年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定及び令和5年度忠岡町下水道事業決算認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、9月17日、19日、20日の3日間にわたり、町長、副町長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計及び下水道事業会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、今奈良幸子副委員長、小島みゆき委員、松井匡仁委員、尾崎孝子委員、河野隆子委員、私、二家本英生が出席の下、審査を行いました。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配付されています決算書のとおりでありま

す。

財政課より令和5年度の一般会計の決算状況について説明がありました。

まず、令和5年度の一般会計決算規模は、歳入で87億5,880万5,000円、歳出で86億5,103万9,000円となり、歳入については、前年度と比べ136万6,000円、0.1%の減、歳出については、前年度に続く東忠岡地区認定こども園整備事業や、シビックセンター等ESCO事業などの投資的経費の増により、前年度と比べて3億1,248万8,000円、3.7%の増となりました。

決算収支につきましては、歳入歳出差引き額は1億776万6,000円、実質収支は、1億742万円の黒字となりました。

また、単年度収支は2億5,592万1,000円の赤字、実質単年度収支は1億9,114万9,000円の黒字となりました。

歳入においては、町税が前年度と比べ個人住民税などの増により1,456万1,000円の増、地方交付税は国税収入の伸びによる再算定に伴う増などにより1億1,202万3,000円の増、国庫支出金が住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金などの減により4億5,286万1,000円の減、府支出金が市町村振興補助金の減などにより、486万3,000円の減、寄附金がふるさと応援寄附金の減により1,485万円の減、町債がシビックセンター等ESCO事業債や町民運動場防災倉庫等整備事業債などの増により3億3,928万8,000円の増となるなど、歳入全体では、前年度比136万6,000円の減となったとのことです。財源構成におきましては、自主財源の割合が40.8%、依存財源の割合が59.2%と、依存財源割合は昨年度から横ばいとなっています。

一方、歳出では、義務的経費において、人件費が5,289万6,000円の増、扶助費が電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の反動減などにより、2,566万4,000円の減、公債費が2,154万9,000円の増となるなど、義務的経費全体では4,878万1,000円の増となりました。

投資的経費はシビックセンター等ESCO事業や町民運動場改修工事などの増により4億4,094万9,000円の増となりました。

補助費等につきましては、水道基本料金減免に係る負担金の減などにより383万6,000円の減、積立金は前年度繰越金やふるさと忠岡応援寄附金に係る基金積立金の減により1億3,708万5,000円の減になりました。

歳出全体では、3億1,248万8,000円の増となったとのことです。

結果、令和5年度は、財政調整基金の取崩しはございませんでした。引き続き健全な経営に努めてまいりますとのことです。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計については、歳入が18億854万8,000円で、前年度と比べて1,044万8,000円、0.6%の増となりました。歳出は18

億111万7,000円となり、前年度と比べて933万9,000円、0.5%の増となりました。

歳入歳出差引き額、実質収支は、110万9,000円の黒字となっております。

次に、介護保険特別会計については、歳入が17億1,138万4,000円で、前年度と比べて3,507万円、2.1%の増となりました。歳出は16億5,946万4,000円となり、前年度と比べて3,376万1,000円、2.1%の増となりました。

歳入歳出差引き額、実質収支は、5,192万円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入が5億4,216万3,000円で、前年度と比べて3,832万5,000円、7.6%の増となりました。歳出は5億3,273万4,000円となり、前年度と比べて3,946万1,000円、8.0%の増となりました。

歳入歳出差引き額、実質収支は、942万9,000円の黒字となっております。

次に、下水道事業決算については、企業会計方式の経理方法により、管理運営に関するものの収益的収支と、施設の建設に関するものの資本的収支に区分しています。

収益的収支については収入が8億2,827万7,000円で、前年度と比べて4,280万7,000円の増、支出は7億3,456万5,000円となり、前年度と比べて2,212万9,000円の増となりました。収入から支出を差し引いた純利益は9,371万2,000円となり、前年度に比べ2,067万8,000円の増となりました。

資本的収支については収入が4億7,536万4,000円で、前年度と比べて1,119万6,000円の減、支出は8億5,945万1,000円となり、前年度と比べて1,242万6,000円の増となりました。収入から支出を差し引くと3億8,408万7,000円の収支不足となり、この収支不足額は減債積立金や減価償却費で補填することでした。

次に、財政分析等の説明がありました。

経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する指標の1つで、法定普通税や普通交付税などの経常一般財源等収入が、人件費、扶助費及び公債費のような経常的経費にどの程度充当されているか、その割合によって財政構造の弾力性を見ようとするもので、この割合が低いほど財政構造は弾力性に富んでおり、行政運営にとって好ましい状態とされています。

本町の令和5年度の経常収支比率は、99.9%で前年度98.9%より1.0ポイント悪化したものの、前年に引き続き3年連続で100%を下回る結果となりました。

令和5年度の経常収支比率が悪化した要因は、経常収支比率を算定する上で算定式の分母となる経常一般財源等収入において普通交付税が増加したものの、分子となる経常経費充当一般財源において、人件費や扶助費及び公債費などが前年度と比べ増加したことによるものです。次年度以降、同水準の収入を確保できない、もしくは経費の圧縮がなされな

ければ、比率は悪化する可能性があり、予断を許さない状況になってしまうとのことです。

経常収支比率の推移については、昨年に引き続き100%を下回っておりますが、依然として大阪府内町村及び市町村の平均を上回っており、より一層の改善が求められます。

続いて、一般会計基金残高の状況ですが、財政調整基金は17億1,656万5,000円、公共施設整備基金をはじめとした特定目的基金は3億7,760万8,000円、合計20億9,426万3,000円であり、前年比3億9,342万2,000円の増加となっております。

次に、地方債現在高の状況ですが、令和5年度末の地方債現在高は72億9,797万円で、前年度より7,652万2,000円の増となっております。

続いて、健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4指標等につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は5.6%、将来負担比率は18.0%、公営企業における資金不足比率はなしとなっております。全ての比率において早期健全化基準を超えておりません。

今後も引き続き、各指標における判断比率が悪化することのないよう、また持続可能な行政経営を目指してまいるとのことです。

続きまして、討論で各委員から出されました意見と要望であります。委員を代表して私が各委員の意見書を読み上げさせていただきます。

まず、小島みゆき委員の意見書です。

令和5年忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、公明党の意見を申し上げます。

令和5年にはコロナ感染症も一定の落ち着きを見せ、2類から5類になり生活もコロナ前には至っていないが取り戻しつつあります。しかし、いまだ感染者も見られ、感染対策もしながら日常生活を送っていただくよう願うところです。

本年の1月1日に能登半島地震が発生しました。また、8月8日には宮崎県日向灘沖で震度6弱の地震を受け、南海トラフ巨大地震注意が発表されました。1週間は特に注意のことでしたが、1週間後の15日には終了しましたが、いつ起こるか分からない不安な状況は続いています。

巨大地震注意情報が発表されると店舗から水やブルーシートが売り切れ状態になり、併せて米も棚から消えている状況が起こり、令和の米騒動とまでマスコミでは報道されました。新米が流通されて少し時間がたつとともに、それも解消されると聞いています。しかし、まだお米が店頭に並んでいるのを見ても以前と比べると高額になっているので、買うのを考えておられる姿も見受けられます。

世界に目を向けると、いまだに続くイスラエルとハマスの争いやロシアによるウクライナ侵略で、国際情勢の混沌・混乱は続き、日本も影響を受けて長期に及ぶ食料品などの値上げが家計を圧迫する中、物価高騰は厳しく、町民の暮らしは大きな打撃を受けています。

重要なのは、所得向上によって物価高を乗り越え暮らしを守ることにあります。本来、家計の所得向上は持続的な賃上げで実現すべきですが、急激な物価高に賃上げが追いつかず、実質賃金は依然マイナスです。賃上げの流れが少しずつ向上してはいますが、国民に広く及ぶまでには至っていない状況で、引き続き、政府には経済対策強化をしっかりとやっていただきたい。

決算については、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入決算総額は128億2,090万1,144円で歳出決算総額は126億4,435万4,855円となっており、差引き額1億7,654万6,289円になり、黒字決算となりました。

中身については、法人町民税は減ったものの、個人町民税、固定資産税、地方交付税の増等々によるものであります。

実質収支黒字の主要因の一つの地方交付税の増は臨時的なものと考えられることから、少子高齢化、社会保障経費の増加や公共施設の維持管理や補修にかかる支出増加が見込まれることから、持続可能な行政運営に努めなければならない。また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業の特別会計についても、実質収支黒字となり評価いたします。さらなる鋭意努力に期待します。

財政調整基金を取り崩さず黒字になったので、水道基本料金の減免や町内に通っている子供が給食費を免除されるときには、町外の小中学校に通っている子供たちにも町内に通っている子供と同じように給食費を免除や補助できるようにしていただきたい。

- 1、物価高騰克服と持続的な賃上げの実現。
- 2、公教育の再生と子育て支援の充実。
- 3、健康と命を守る施策の推進。
- 4、防災・減災対策のさらなる強化。
- 5、活力と魅力ある地域づくり。

以上に取り組んでいただき、我が党が策定した子育て応援トータルプランの下、子供の幸せを最優先に子育てしやすいまちづくり、そして今までも申し上げていますが、深刻化する児童虐待、不登校、ヤングケアラーなど困難を抱える家庭の支援の強化、安心して子供を産み育てられる社会の構築を進めていく必要もあります。

また、健康と命、生活を守るため、子供から高齢者まで安心して暮らせる施策に全力を挙げていただきたいと思います。子供の貧困や学習機会の保障などの福祉や教育、高齢者への福祉をはじめとする諸課題に対しても、決してなおざりにせず取組を積極果敢に進めていただくことを要望し、本決算を認定いたします。

続きまして、松井匡仁委員の意見書です。

無所属の会、松井です。

令和5年度一般会計、各特別会計、下水道事業会計決算につきまして、意見を申し述べます。

本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連予算の影響も少なくなり、コロナ以前の落ち着きを取り戻すかと思われた中、物価高騰対策に迫られる一年となりました。

しかし、そんな中におきましても昨年に続き実質収支が黒字で維持できたことに加え、基金残高においても伸ばせたことは喜ばしいことでありました。

次に、歳入を見ますと、昨年に続き法人町民税が減収となっております。本年度もご意見させていただきましたが、法人町民税 9.7%の減は深刻な問題であります。直ちにこの結果の分析、そして調査を行い、町内企業との対話をし、本町における企業経営の課題の共有をすることを求めます。

次に、事業歳出におきましては、町民グラウンドの改修や認定こども園の開園、ESC事業などの大型事業が行われたこともありまして、総務債などの町債が少し積み上がることとなりましたが、長年の懸念であった改修事業が行われたことについては適切な支出であったと考えております。

次に、国保・介護・後期高齢の特別会計決算につきましては、刻々と変化をする社会情勢や経済情勢、そしてそれに併せ政府が行う社会保障制度改革に対応していく職員さんとそれに関わる全ての皆さんには大変なご負担をおかけしておりますが、本町町民がこれからも安心して暮らせる社会保障制度の構築のためご尽力くださいますよう、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、下水道事業会計につきましては、本年度においても事業収支、起債の償還ともに堅調な経営がなされておりました。今後は更新工事などの事業計画に向け、さらなるご尽力をお願いし、令和5年度一般会計決算・各特別会計決算及び下水道事業決算を認定いたします。

続きまして、河野隆子委員の意見書です。

忠岡町2023年度の決算について、日本共産党は不認定として意見を申し上げます。

岸田政権の2023年度は自民党の裏金事件が大問題にもなったにもかかわらず、解明されないまま政治資金規正法が改悪され、企業・団体献金を助長することになります。

実質賃金は、令和5年度は一度も前年を上回ることなく、今年5月まで続き26か月連続となりました。ようやく6月にプラスに転じましたが、実感が伴わない状況が続いています。国民のくらしと営業が危機的状況であります。

防衛費が5年間で43兆円程度とした初年度の予算が6兆8,219億円となり、過去最大となりました。日本は大軍拡に突き進む予算を組み、戦争する国家づくりが進められています。

物価高騰から暮らしを守るために最も重要なのは、思い切った賃上げを進めることです。この間、多くの大企業は史上最高の利益を更新し、内部留保は2023年度末現在で前年度比8.3%増となる600兆9,857億円だったことが明らかになりました。

また、岸田政権は紙の保険証を廃止することを決め、マイナンバーカードの取得を実質義務化する、マイナ保険証を促進しています。法令違反を無視する手法は明らかに国民の声に添っていないです。

このような状況の下で、忠岡町の令和5年度忠岡町の決算を見ました。そこで明らかになったのは、住民本位ではない町政であるということでした。

一般会計は、歳入87億5,880万5,727円、歳出86億5,103万9,346円となり、実質収支で1億742万380円の黒字決算でした。

令和5年度は、令和4年度の黒字分も含め、町の財政調整基金を約4億4,706万9,494円もため込み17億円を超えています。それにもかかわらず、財政状況がここまで好転しているのに、住民サービスの施策はカットされたままです。住民サービスを元に戻さず独自の物価高騰対策や国保料・介護保険料の引下げを願う住民の声にも答えない、冷たい忠岡町の姿勢であります。

町政で最も問題なのは、民間主導による産廃焼却施設建設計画が進められていることです。令和5年度末でまだ使えるクリーンセンターの火を消しました。

忠岡町の自らの役割として、住民の理解を得ることであるにもかかわらず、説明会の案内には、ごみ処理方式とごみ減量化についてと産廃を表に出さず隠しています。町のホームページでも、情報を公表していると答弁していますが、ホームページの深いところまで入らないと産廃の文字は出てきません。

健康被害を心配する保護者、地球温暖化に対する心配、町からのお知らせがほとんどなく不安に思う声など、そういった声に対し、再度、理解を得ることのための住民説明会も一切やらない姿勢は、住民に寄り添った町政でないことが浮き彫りになりました。

また、現在のクリーンセンターが休止しているため、クリーンセンターの建設に係る借金が約6億2,500万円残ったままです。使わない施設のために、町の大切な税金が投入されるのは、町の損失であり認められません。

また、この計画を進めるに当たって、関係各所との連絡について住民が情報公開を取った際、当初の回答が文書不存在という驚くべき事実も発覚しました。40年間にもわたる事業を決定したのにもかかわらず、協議内容や電子メールでのやり取り、電話でのやり取りといった文書が出せないというのは、都合が悪いから情報公開をしないとやっているものです。計画を秘密裏に進める忠岡町の姿勢であります。

このような進め方は住民をないがしろにしています。私たちは、住民の声を聞かないこの計画については、断固、反対いたします。

歳入においては、町税は、事業者の経営が悪化による法人住民税が減少となりました。原材料費や人件費が高騰する中、中小企業・個人事業者を支える施策が必要ですが、町独自の支援がありません。また、物価高騰で住民の生活が厳しい中、それを支えるための財政調整基金の繰入れも全くないなど、ため込みをしています。

総務費においては、企画費として、大阪・関西万博推進の協力謝礼金が計上されています。大阪・関西万博の開催については、様々な問題を抱えています。P C Bなどの危険な廃棄物の埋め立てた土地の上に、また災害があった場合、孤島となってしまう心配が大きい場所に万博を開催すること自体が大問題です。そういった場所に、教育的意義があるといって子供たちを招待する事業は子供たちの命を脅かすことになります。いのちかがやく前に命を守ることが必要です。

そもそも万博を夢洲に決めたのは、万博が終了した後に大阪維新の会が進めるI R計画が予定されているからです。そこには、カジノも建設されます。事業者にとって莫大な利益を生み出すカジノ事業のために、万博を利用して交通網やインフラ整備を行っています。物価高騰で今、苦しむ府民や中小企業に税金を回すことであり、事業者のために莫大な税金を投入するのは許されません。

防災関連では、古い木造家屋の地震対策として木造住宅耐震改修補助金制度がありますが、耐震の改修費用は多額の費用が発生するので、経済的に困難な家庭に対し補助金の増額を求めましたが、増額はしないとのことでした。

男女共同参画事業は、令和4年に文化会館にあった働く婦人の家が廃止されて以降、その代替となる施設が設置されないままです。男女平等の施策が遅れていると言わざるを得ない状況です。DVや労働で困っている女性に対しての専門的な施設の設置を求めます。

E S C O事業については、令和6年度より省エネ対策として、シビックセンター、消防署、文化会館、街路灯の省エネ化を目指す事業であります。今後の省エネ効果を注視していきます。

民生費について、子供医療費の完全無償化を求めましたが、現状を維持するとのことですが、令和5年度から始まった公立東忠岡こども園ですが、待機児童はないとのことですが、今後、出てくる可能性もあり、待機児童が出ないよう引き続き要望します。

衛生費は浜霊園の使用料が返還する場合の全額返還ではなく、使用時期、状況に見合った返還金制度になることが予定されています。使用者に対して丁寧な説明と検討する時間を十分確保して、政策を実施するよう要望します。

また同時に、本町文化会館の利用料が近隣市に比べ高いことを他市の条例とも比較しながら質問しましたが、忠岡町は引下げをやらないという答弁でありました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費3億9,985万379円が、最後の年ですが町独自の物価高騰対策は一切ありません。基金がたくさん積み上げられているのに水道料金、下水道料金、国保料、介護保険料の引下げも一切しないという答弁でした。学校給食の無償化、子供医療費の医療費の無償をされること、就学援助の児童生徒数は小学校の生徒全体で割ると17.7%、中学校で20.14%であります。このように暮らしが大変になっています。所得制限を現在の生活保護費の1.2倍から1.3倍への引上げを要求しましたが、しないということです。

国民健康保険料は府の統一保険料のため、国保料が所得の2割を超えており耐え難い負担です。約5,000万円余りの国保の基金を活用すれば、1人1万円引下げができることを提案しましたが、引き下げないという答弁でした。

介護保険では、保険料の基準額が6,410円で高いのに、認定も厳しく使えないものになっています。やはり高過ぎる介護保険料は、一般会計から繰り入れて引下げを求めます。

また、後期高齢者医療保険会計では、2年ごとに値上げをされ国保並みに高い保険料です。その上、令和4年10月から窓口負担が2割になった人数は2,658人のうち388人おり、年金暮らしの高齢者に重い負担である。一般会計から繰り入れて引下げを求めましたがしないということです。

下水道会計では、高い下水道料金を引き下げるため、一般会計から繰入れをし引き下げることを求めます。

このような忠岡町は住民要求に応える姿勢が見られません。

私ども日本共産党は、忠岡町は財政に今、余裕があつて、17億円もため込んだこの財政調整基金を住民のために使えと言っていますが使わない。このような住民本位でないこの本決算については認めることはできません。不認定とします。

続きまして、尾崎孝子委員の意見書です。

大阪維新の会・呈祥会の尾崎孝子です。令和5年度の決算審査が終わりましたので、意見を申し上げます。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行しインフルエンザ感染症と同等になりましたが、世界中で重要な公衆衛生の課題として存在しています。感染防止策やワクチン接種の重要性を引き続き、呼びかけております。

そこで、令和5年度の一般会計決算におきましては、歳入歳出差引き額は1億776万6,381円、実質単年度収支は1億742万381円で、財政調整基金を取り崩すことなく単年度で黒字とのことでしたが、経常収支比率が99.9%と前年度と比べ0.1%悪化しておりますが、今年度も100%以下でございました。財政健全化の4つの指標の数値は全て国基準を下回っており、下水道事業の資金不足比率も基準内で全て健全な財政でございました。

自主財源より依存財源に頼っている現状ではありますが、令和5年10月にふるさと応援寄附金の法改正があり、9月までは駆け込み需要がありましたが、10月以降、伸び悩み1,485万円の減となっております。

財政調整基金残高については、将来的な人口減少に伴う行政需要の変化や南海トラフ地震などの有事に備え、計画的に管理していくことが必要であります。愛の福祉基金をはじめとした特定目的の基金であり、積立ての主な原資であるふるさと応援寄附金について、さらなる寄附獲得に向け専門家の意見を取り入れる等、創意工夫に努め、強化していただ

き、並びに町の財政を活用し、自主財源を増やす工夫として稼ぎにいくという観点を持っていただきたいと思います。

近年、超高齢化と少子化により子供の人数は減っておりますが、発達障がいやグレーゾーンの子どもは増えています。本町での児童発達支援事業として、国庫補助金、府支出金、一般財源を使った児童発達支援事業を行っております。その決算におきましても、昨年よりも多く利用する子供たちが増えていることが分かりました。早くから必要な支援をすることにより必要なスキルを早期に獲得していけます。できれば中核となる事業所に旗振りをしていただきたいと思います。

また、前年度より出産・子育て応援事業として、出産応援ギフトとして現金を交付する事業を今年度も子育て世帯に対して行われており、経済的支援を継続実施していくことには意義があると思います。

近畿府県でも進められている広域連携において、本町も令和3年2月より岸和田市との消防指令業務共同運用が始まり2年以上、経過しています。業務の共同化により、行政業務の効率化・住民サービスの向上につながり、初動体制の強化を図ることができ、また隊員のモチベーションも上がっているとのこと、効果的に発揮できていると思います。

また、令和5年10月、2市1町の広域連携に関する協定調印式が本町役場で行われ、福祉バスの共同利用や広報誌による魅力発信などが行われています。引き続き、この施策を期待しております。

また、忠岡町における保険制度は高齢化の影響を受けて医療費や介護費の増加が大きな課題となっています。各保険制度の持続可能性を高めるためには、健康促進、予防医療、地域での助け合いといった取組を強化し、住民全体の協力が不可欠になっております。また健康寿命の延伸に一層取組み、継続して住民にさらなる周知を行い、健康診断を受けやすい環境をつくり、地域団体に協力を求めていっていただきたいと思います。

町民協働の取組では、住民参加を促進し世代間ギャップや地域間格差を解消するための仕組みづくりが必要になります。現在、高齢化や人口減少が進み、地域、家庭、職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することが大切です。ぜひ、本町でも町民との協働を進めていっていただきたいと思います。

最後に、令和6年度元日には能登半島地震が起き、半年以上たつ今も仮設住宅などで暮らしを余儀なくされています。令和6年8月8日、宮崎県沖の日向灘を震源にマグニチュード7.1の地震が発生しました。気象庁は8日、初となる南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。少なくとも1週間は地震への備えを再確認するように呼びかけました。15日で臨時情報は完了しましたが、大規模地震の懸念がなくなったわけではありません。

また、ウクライナ情勢などで世界情勢が不安定であることに伴う物価高騰など過去に類

を見ない不透明な状況の中、経費削減事務を効率化しランニングコストの削減を図り、新たな財源確保を積極的に検討するなど、課題をしっかりと整理し施策の優先順位を検討しながら、将来世代に負担を先送りすることなく、健全で持続可能な財政運営に努めていたきたいと思います。

令和5年4月には公立の忠岡東認定こども園、10月には子育て支援センターひだまりも開園しました。町民グラウンドの整備工事も始まり、令和6年3月末には完成し、防災拠点としてのマンホールトイレやかまどベンチの設置、グラウンドの水はけもよくなりました。議会議場音響設備等改修工事完了において、円滑な議事運営と住民への情報発信の充実がなされました。

ESCO事業も完了し、かなりの経費削減になっていると今回の決算委員会にて報告を受けました。令和6年3月から各種証明書等コンビニ交付サービス導入事業も始まり利用者也増え、スピーディーに町政が進み費用対効果をもたらしています。

つながる、集う、人を育み明るく豊かな未来に導いています杉原町長の町営運営を評価いたしまして、我が会派では令和5年度の全決算について認定といたします。

また、今奈良幸子副委員長に関しては、尾崎委員と同意見とのことでした。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会としては、令和5年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、並びに、令和5年度忠岡町下水道事業決算認定の認定について、一括採決いたしましたところ、賛成多数により原案のとおり、認定すべきものと決した次第でございます。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、理事者におかれましては本委員会内でございました指摘事項等を十二分に踏まえていただき、本町財政の効率的運用を図ることはもちろんのこと、財政健全安定化に向けて取組をされること、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注されますよう、併せて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和6年10月1日、決算審査特別委員会委員長、二家本英生。

以上です。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

令和 5 年度の決算について、日本共産党の反対討論を行います。

令和 5 年度も黒字で、町の財政調整基金を約 4 億 4, 7 0 0 万円積立て、財調の基金残高は約 1 7 億円を超えています。毎年 3 億円を超えていたシビックセンターの借金の返済が令和元年度で終わり毎年 3 億円がゆとりになっています。

また、財政健全化計画も終わり、その続きの忠岡未来計画も終わり、健全化計画を今は現在は忠岡町は持っていない、していないのに、健全化で住民サービスはカットされたままです。

財政の指数も改善し、厳しいとは言えないのに忠岡町は財政が厳しいより、住民要求には応えられない、できないと言って物価高騰で大変な住民の暮らしを支えることを、町独自では一切していません。最大の問題は、事業主体は民間という産業廃棄物焼却施設の誘致計画を住民の反対の声も聞かず進めていることです。そればかりか、まだ使える本町クリーンセンターの火を消し休炉にしまい、遠く三重県まで町民のごみを運んでいます。

使っていない忠岡町クリーンセンターの起債約 6 億 2, 5 0 0 万円を返済し続けるというのは大変もったいないことでもあります。普通でしたら、本町クリーンセンターを稼働させながら、公民連携の産廃計画の話を進める手法が取られるものですが、なぜか事業者からの提案どおりに、三重県の提案者の関連会社に町民のごみを運んで、運搬料と償却委託料を事業者に忠岡町は支払っています。これも町の主体性がありません。

忠岡町は何を焼却するのかまだ分からないと言っており、事業主体は事業者のこの公民連携の産廃誘致計画はきっぱり中止を求めます。忠岡町はかたくなに住民への説明会を持つとはしません。住民の声を聞かない町政であることの証明であります。

さらにこの計画は、町長がごみ処理は広域化という町長自らの公約に反し、産廃誘致に変わったのは、公約違反と言われても仕方ありません。住民の方がなぜこの公約違反をして方針転換したのかが知りたいと、情報公開請求をしたのに対し、忠岡町は文書不存在のため、非公開ということでありました。これも住民に行政の説明責任を果たさない忠岡町の姿勢を明らかにしたことでもあります。

後に不服審査請求をされ、審査会委員の委員の方々は公開すべきという答申を出されました。このように住民の声を聞かない、行政の説明責任を果たさない、このような姿勢は

認められません。住民本位に改めることを求めます。

そして長引くコロナ禍で収入が減少し、物価高騰が家計と営業に打撃となっています。そんな住民の暮らしを少しでも支えようという姿勢も見られません。人口が将来減少する老朽化した公共施設の更新という将来のために積立てばかりを増やし、今、忠岡町に生活する住民から集めた税金を、今の住民のために使わないと住民が聞いたら、住民は怒ると思います。

私たちが求めている学校給食の無償化は、年間6,500万円あれば恒常的に実施できます。毎年十分に財源はあります。

府下でも高い水道料金、下水道料金、国保料、介護保険料の引下げも一切しないという現町政の姿勢であります。改めることを求めます。

住民の声を聞かず、産業廃棄物の施設誘致を進めている上、毎年黒字で財政調整基金ばかりを積み上げながら、余ったお金は、町民のためには使わず、ため込んでいるという本決算は、到底日本共産党は認められません。

以上、反対討論といたします。

議長（北村 孝議員）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

賛成、反対。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

認定第1号 令和5年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論をさせていただきます。

なお、私は一般会計についてのみですので、各特別会計については認定をさせていただくつもりですけれども、議会の一括採決というシステム上、反対させていただきます。

大きく、先に結論で述べますと、億を超える巨額の公共事業ですね、そちらの公金支出がずさんで、ざるで、また住民がチェック、検証できない状態にあったというその1点目です。

まず、公共工事の中身といいますと2点です。

まず1点目、東忠岡地区認定こども園整備事業費についてです。これ、令和3年度末の予算委員会で、皆さんもご存じだと思いますけれども、盛土の件が問題になりました。質

問で取り上げられて紛糾したことは皆さんもご記憶にあると思います。

当時の町側の答弁は、この工事は3か年事業であり、既に想定外の地下埋設物も出てきている。さらに今後物価高騰などの工事金額が増額変更されることが予想されると、なのでこの増額分の費用を少しでも低く、安く抑えるために、つまり引き算して相殺するために、発注仕様書契約書の内容に反して、地面を掘った土を埋め戻し用に再利用することになりましたと。本来であれば仕様書契約書上は、土は処分して、埋め戻し用は新たに土を購入することになっていましたけれども、それをやめて再利用することになりましたと。住民のために、町のために、安く抑えるためにやったとそういうご答弁をされてました。

その答弁の中で、2年後の令和5年度最終契約金額を決めるときには、この土を再利用することで安く浮いた金額分を最終決定された契約金額ですね、増額分と相殺、つまり引き算をしますということで、議会に約束していただいたと、議事録にも載ってますからね。そういうご答弁をされてました。

しかし、2年後の令和5年6月議会で、最終金額を決定する議案が出てまいりまして、結局、1,847万1,000円増額して、最終金額ですね、10億7,447万1,000円という契約金額で決定して、議決を得ましたと。そのときありましたので、これ2年前の予算委員会で引き算するというてた分、引き算してないんじゃないかと、担当部局のほうに申しあげましたところ、もう終わったことだ、過ぎたことだと、引き算してませんという回答でした。町はしれっと黙って約束をなかったことにしてるんですね。意味不明な説明をされてました。

6月議会も終わってからずっと担当部局のほうに説明を求めてましたけれども、8月頃になりまして、土の再利用については仕様書契約書どおりにやっただけですと、もともと掘った土は処分して新しく買うということにはなっておらずに、もともと再利用することになっていたので、工事費用から引き算をすると、増額分から相殺するというなんていうそういう事実とはもともとなかったんですという説明内容に、本当にひっくり返ってたんですね。一体どういうことかと、そういう町側ですね、なぜ過去にそういう答弁をしたのか。またどういう過程を経て、どういう状況があつて、答弁の説明がひっくり返ったのかという経緯ですね、開示請求しまして調べましたけれども何も無い。

先ほども共産党議員さんのほうから忠岡町のね、文書記録がないというところを指摘されてましたけれども、本当に巨額事業についても文書記録がないんです。結局、そういう状況でしたので、議事録ね、確認させてもらいましたけども、町側のほうは、業者がこの土を再利用したほうが安くなると言ってきたんですと、議事録にも書いてますけどもそういう旨の答弁をされてますけど、業者って一体誰なんですか。岩出建設さんですか、工事監理業者のURリンケージさんなんですか。それすらもね、検証できない。という状態です。

ですので住民の我々は、なぜ町側がまず令和3年度末の予算委員会当時にそんな答弁を

したのか。その内容が事実なのか。またその2年後の令和5年度、昨年度、ひっくり返った説明内容が事実なのか、何が事実なのか全く検証ができないということです。

このうやむやのままの状態というところで、当時議長にも申し入れさせていただきましたけれども、議会議長のほうも、もうええやんと、住民の誰も騒いでないからもうそんなもうええやんということで終わられてしまいました。

これ議会の皆さん覚えておられると思いますけれども、当時の予算委員会私は入ってませんでしたけれども、入った委員の皆さん質問されてましたし、聞いておられましたし、言い出しっぺの議員の方も覚えておられると思いますけれども、こんなんでいいのでしょうか。きちんと説明が議会にもなされてないまま、こんなまま、こんな巨額の工事の金額、支出を認定していいのかと私は議会にも問いたいです。

先日の議会運営委員会でも、最後のチャンスですので、この9月議会で、ちゃんと議会側の説明をさせたいと求めたいということを申し上げましたけれども、多数派の方々のご意見といいますか、もうええやんということで終わってしまいました。ですので議会側の問題があるということは指摘させていただきます。

もう1点、巨額の工事、町民グラウンドの改修事業です。こちら、決算書に計上されている費用、設計委託費、工事監理費、工事請負費これらを足しただけでも2億2,332万6,400円になります。

ちなみに先日の決算委員会で町側は総事業費2億1,933万4,500円とご答弁されてましたけれども、ちょっと金額何をどう計算してこの金額になったのかはちょっと疑問です。

まず、出発から追っていきますと、令和4年度末の、これも予算委員会で、設計委託業務が令和4年度末に終わらないのに終わるといった趣旨の虚偽答弁をされてまして、議会を混乱に陥れた。これも議会の皆さんもご存じだと思います。その結果、令和5年度に入ってプロジェクトチームを立ち上げて、また事業設計をやり直して余計な、マンパワー、時間、経費をかけて設計をやり直したわけです。こういったもの全てが無駄になってるわけですが、誰が責任取りましたか、取っていない。

もう1点、アスベスト調査費、これについても令和5年度、昨年度の12月議会で追加議案で出てまいりました。税込み734万1,400円を増額させてほしいと、契約変更させてほしいという議案が議会に上程されてきました。内容、説明お聞きしますと、町民グラウンド内の青少年センターについては設計委託業者が設計委託の段階で事前調査をしていたけれども、トイレについては事前調査をしていなかったと、その理由が、トイレは平成12年度に建設されたもので、アスベスト含有の建築資材が流通していなかったのだから必要ないだろうと、勝手に推測された、設計委託業者の考えもあったのだろうということを当時の部長さんが答弁をされてましたけれども、そんなことがあるのかということで、私もその後、個人的にですけどもね、大阪府の環境部局、それから近隣泉大津市、岸和田

市の建築部局さんのほうにうちの忠岡町の言っている説明が妥当なのか確認させていただきましたところ、まず大阪府ですけれども、毎年府内の市町村、それから業者に向けて勉強会をしていると、ですので、アスベスト調査については法令に関してね、基準日がありますよということはお伝えしてますと。

そこを、担当部局、当時の教育委員会の教育部長さんにお聞きしましたら、教育部長さん自身その勉強会参加されてたんですね。なので古い建物はアスベスト調査が要る、新しい建物は要らないということは知ってましたとおっしゃってた、なのに、なぜアスベスト調査、事前調査をされてなかったのか。また泉大津市、岸和田市さんの建築部局さんも、アスベストの事前調査が要るか、要らないかは、きちんと法律で基準日が平成19年9月1日に工事着工したかしないかというのが明確に決まっていますと、確かにそうです、私がネットで調べても、資料とかネットで調べても出てくるような情報なんです。それを忠岡町は知らない、調べていないなんてあり得ないんですよ。

ですので、近隣市さんの建築部局の職員さんも、いやそんなの調べてないとか、知らないなんてあり得ないですと驚愕されてました。そういう公共工事を忠岡町はしていたということなんですね。

これについても、なぜそういうことになったのか開示請求もしましたし、担当部局にヒアリングもしましたけれども、また文書もなく、客観的に検証ができない状態だということなんです。

結局このアスベスト調査の費用の部分については、結果的に工事の入札が終わってから、約700万円増額で、入札の公正さ、本町の発注事務の在り方そのものについても疑念が付きまとったままという状態にもなっております。

ですので、このこども園整備事業で約11億円の経費がかかっている。また町民グラウンド改修事業も当初予算3億6,000万円でしたけれども虚偽答弁等々があって、設計事業委託業務がひっくり返りましたので、規模を縮小して、約2億5,000万円弱という事業費になりました。

この10億を軽く超える巨額事業、公共事業の公費公金支出ですね。それがこんなにずさんであっていいのでしょうか。職員の答弁、説明内容を裏づける客観的資料記録が全くない。これはもう行政、自治体として、ていをなしていません。

そもそも行政側には、こういった公金支出もそうです自治体運営について住民、そして議会に説明責任を果たす義務があります。そして、また住民も調べられるようにきちんと記録をそろえていただかないと困りますが、そういった状態に忠岡町はなっていないということです。

こういったずさんな巨額事業が、実は闇の中と、この理由だけでも十分ですね、この決算認定に反対する理由になると思います。

もう1点、付け加えさせていただきますと、この決算認定に賛成されている議員の方々、

特に予算委員会にも参加されてますのでね、ご存じだと思いますけども、うやむやなまま、不透明なまま、客観的根拠もなく職員が口先だけで言っている、それが事実かどうかも分からない、そんな状態で、こんな忠岡町の自治体運営、巨額の公金支出を認めていいんですか。私はもうそんなものはね、認めたら議会の恥だと思ってます。

そして、また議会が機能していないと申し上げさせていただきます。忠岡町の公金支出大きいものも、小さいものもあらゆる部分で記録もないですし、不適切な事務処理が目立ちます。これはこれまでも指摘させていただいたとおりです。そういった役場の状態、調整の問題点の改まらないのもやっぱりこの議会にして、この役場ありだなと申し上げざるを得ません。本当に行政、自治体のていをなしていないということです。

ですので、機能を果たしていない議会についても、議会の費用、議員の報酬が結局は税金の無駄遣いにつながっているんじゃないでしょうか、私は議会にも苦言を呈したいと思います。

以上の理由からこの認定第1号には反対させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第1号 令和5年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第2号 令和5年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を一括して、起立により採決をいたします。

委員長の報告のとおり、以上2件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和5年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第2号 令和5年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件は委員長報告のとおり、認定することに決定をいたします。

議事の都合で暫時休憩いたします。再開は13時から再開します。

（「午後 0時00分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後 1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

日程第10、意見書第6号 米不足への緊急対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

この意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

今回の米不足は2023年産米が高温障害による品質低下や玄米から精米になる割合が低下し、玄米量が足りなくなったこと、食料品全体の価格が上昇する中で、米消費が増加したことなどが要因と言われています。しかし、この米不足の原因は政府の失政です。

コロナ禍による飲食、観光業等の自粛要請で需要が減少し、米過剰が発生、しかし、政府は備蓄用に米を買い上げることがせず、市場に放置し、21年産、生産者、米価は60キログラム9,000円代にまで暴落しました。政府が取った対策は20万トン以上の減産を2022年から23年産の2年連続での押しつけ、流通する在庫が減ったところに、需要が伸びた結果が米不足です。生産量全体の僅か3%程度の増減で価格が乱高下しています。

7月30日の農水省食糧部会で報告された民間流通米の6月末在庫は156万トンで、比較可能な1999年以来、最低の水準です。1か月に60万トン近く消費しますから、9月半ばに23年産米はなくなります。6月末在庫と、5年古米を含む政府備蓄米を併せても247万トンしかなくぎりぎりです。政府は批判をかわすため、新米が出回ると、供給も安定する見込みとしていますが、新米が供給されれば解決するものではありません。

米の米穀年度は11月1日スタート、翌年10月31日までです。本来23年産米は、国と民間で10月末までに在庫がなければなりません。9月からの新米を当てにするのは来年に食べるお米を先食いしているだけで、問題の解決にはなりません。農業現場では、米の集荷競争が過熱しています。その結果、消費者価格も高騰し、国民生活は苦しくなり、食べたくても食べられない人々の問題は一層深刻になっています。生活困窮者などへの食料の直接支援の制度化は緊急課題です。

今回の米不足の大本には、米の輸入、輸入自由化以来、国民の主食に責任を持たないという政府の姿勢があります。WTO、世界貿易機構協定批准に合わせ、1995年、食糧管理法が廃止され、主要食糧法の下で、政府の役割は備蓄とミニマムアクセス米輸入に限定されました。

生産現場では2004年から米改革がスタートし、米の生産量の判断は、農家、農業団体の自己責任へ、18年から政府は、生産調整から完全に手を引きました。今日本で米の生産供給を全体に責任を持つ機関はどこにもありません。全くの市場任せになっております。

よって、米不足の実態、実情を把握し、関係者の声を聞くこと、また政府備蓄米の活用も含め、生産者団体の流通、小売業界と協力し緊急対策を講じること、農家価格補償、所得補償を抜本的に充実し、農業者が安定して生産を続けられる条件を整えること、価格高騰により米の小売業者の仕入れ資金が不足しています。借入条件の優遇など緊急対策を講ずることなど、国に向けてのこの意見書、ぜひこの忠岡町の議会でも賛同をよろしくお願いします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まずは、反対討論でございます。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

この米不足への緊急対応を求める意見書についての反対討論をさせていただきます。

国の生産調整が米不足を招いたという意見もありますけれども、最近の米不足とは直接関係ないと思います。国の生産調整は、もともと商品に見合う量を生産する計画になっていますので、万一不作が起きれば米が足りなくなり、そこで備蓄米を放出することになっています。それでも足りなくなる場合も考えられます。

ただし、昨年産米は作況指数が101で不作ではなかった。また今年も平均並みと予想されています。そういう意味では、生産調整による生産の絞り込みが、米不足を招いたわけではないと考えていいと思います。それゆえ、米が品薄になった原因は、主に消費面のほうにあります。つまり、消費者が米消費に大きくシフトしたことが今回の米不足の大きな原因だと考えられます。

実際に農林水産省の最新の消費見通しを見ると、今年3月の見込みも需要が20万トンも増えてしまっています。今回米の需要が増えた理由には、インバウンド、外国人旅行客の需要が増えたことがあり、3.1万トンほど消費が増えたと言われています。

これも確かに理由の一つですが、それより大きく影響したのが、一般家庭での米消費が拡大したことだと考えられます。具体的に総務省の家計調査を見ると、5月、6月の米の購入量は前年に比べてそれぞれ1割近くも大幅に伸びています。これを今年7月までの1年間の平均で見ますと、米消費量はやはり1%増、量に換算しますと7万トンになります。これで最近の需給の均衡をかなり説明できることになります。要は米の品薄の大きな原因は、米の消費拡大そんな時期に南海トラフの臨時情報を受けて、備蓄をしたり、台風が近づいたので、備蓄する人が増えたことも一因でした。そのようなときに米が足りないと報道がされるようになると米が足りなくなるなら、その前に買っておこうと買いだめに走った分も加わり、さらに不足が発生し、今のような騒動になったと考えていいのではないかと思います。

また新米が取れて、お米がたくさん出回るこの時期に政府の備蓄米まで出回ってしまうと、値崩れを起こしてしまいます。そうなっては農家の人は大変です。そこで、農林水産、農水大臣も、もうすぐ出荷が始まるから安心してくださいと会見しました。

以上のことから、この意見書には賛同いたしかねます。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

賛成討論を行います。

僅かな需要の増減で価格がこんなに乱高下して、今回のように店の棚から米が消える状況が起こること自体が、これを防がないといけないのに生産量とか備蓄量がふだんからぎりぎりないという、こういう農政を行ってきていることが問題だと思います。米不足の原因いろいろね、今おっしゃいましたけど、そんなことが原因ではありません。政府が米の需要減を理由にね、毎年減産ね、減産を農家に押しつけてきたことにあります。

コロナ禍の影響もあって、この3年間で約60万トンも生産量を減らしてきました。そして今年、政府の予想に反して、米の消費が伸び、2023年の7月から2024年6月の需要の実績は、当初の見込みから21万トン多い702万トンになりました。それでも政府が発表した来年の需要見通しは、それよりもかなり少ない673万トン、1年で9万トンずつ消費が減るという過去の傾向を反映させて、需要が減っていくという見通しであります。

今年の消費の伸びを的確に見たものとは言えないという需要の見通しであります。また来年も同じように、もう来年のほうがもっと9万トンね、また減らしているわけですから9万トンずつ毎年減らしているわけですから、もっと足らなくなるという状況が起こると。

だから、最初に申し上げたように、政府が減少する米の需要量に合わせて生産量をぎりぎりに抑えてきたから、僅かな需要が増減しただけでこのような事態が起こると。そして政府は、もうその備蓄米をね、じゃ出せばいいのにと誰しもが思っています。備蓄量もいっぱいあります。でも値崩れが起きるから、値崩れ起きるんだったら、その原因者、備蓄米を放出した政府の責任で価格保障をすればいいわけですが、価格保障をしたくないために備蓄を出さないという、そういうね、もう本当にけちくさいそういう農政を行っているから非常に5キロ4,500円とか、もう大変高いお米を探して買いに行かないといけないという本当にこういうことを調整するのが政府の役割ではないでしょうか。

やはり市場任せにその価格をね、任せているという政府はお願いをするだけということだったことだから安定しないんです。やはり、農家のね、あの若い人がやっぱり定着しない、営農が続けられないというのは農業で食べれないからということでもあります。時給10円とも言われています。

ですから、もうこういった他の産業と比べて小規模経営がね、多いこういう農業経営というところを市場任せでは成り立ちません。ということで、農業大国である欧米諸国は、農産物の価格保障や手厚い保障、所得補償で農業経営を支えて、農村や環境を維持して、食料自給率を向上させてきているわけです。農業所得に占める政府の補助金の割合が、スイスは92.5%、ほとんどがもう政府の補助金と、ドイツが77%国の補助金、フランスは64%、日本は30.2%という大変政府による農業補償がいかに貧弱かということがはっきりとしています。

というこういった国の責任で、やはりお米は主食ですし、ここをきちんと確保していく、将来、先ほどもいろいろ出てましたけど地球温暖化でもう食料がつかれなくなってくる。輸入に頼っている日本は本当に食料不足になるということになりますから、こんなちょっとした米の消費が伸びたからといって、もうなくなるという、もうお店から米がなくなるという、こういう状況では、もう今後の大規模なそういう災害であつたりとか、豪雨災害こういったことで、もう本当にますます、もう計画的にはもう保障できないということになっていきます。

ということで根本的にやはり切り替えていかなければいけないということでもあります。米の需要がね、伸びないということで、また見てると、また来年も需要は減りますという、増えてるのに減るという、こういう見通し自体がもうそもそも間違っているんだろうなというふうに思います。

ということで、価格保障や所得補償もいっぱいやって営農を続けて、そして、お米もきちっとたくさん充実すると、そして余れば備蓄に回すし、また海外に輸出もできるようにすると、こういうふうに農業を大事にね、していった食料自給率も上げていくということが一番国民が今求めていることではないかというふうに思います。

なので、この意見書はぜひ通していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

7 番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

反対討論を行います。

物価が高騰し、米農家においても燃料や人件費などが値上がる中、米への価格転嫁はある程度容認すべきだと考えております。また、店頭から米が消えたとの意見につきましては、品薄となっているお米は、スーパーマーケットなどが農家から安価で買い叩いた米であり、政府や生産者側の理由というより、販売者側の理由が大きいと考えられます。

お米の価格は30年間上がっておりません。このままでは国内の米農家全体の衰退を招きます。よって、この意見書には賛同いたしかねます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第6号 米不足への緊急対応を求める意見書の提出についてを採決いたします。

意見書第6号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、意見書第6号は否決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第 11、意見書第 7 号 2050 年脱炭素実現に向けて最大限の取り組みを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

2050 年脱炭素実現に向けて最大限の取り組みを求める意見書案について、趣旨説明を行います。

気候危機打開は待ったなしの状況であることは明白であります。I P C C 気候変動に関する政府間パネルの第 6 次報告書では、今のままでは 2030 年に温室効果ガスが排出限度に達すると警告し、国連事務総長は先進国にカーボンニュートラル排出ゼロの前倒しを要請しています。

世界各国もカーボンニュートラルに向けて C O₂ 削減率の向上に努力をしています。日本の国内の動きもカーボンニュートラルに向けて、各分野において先進的な取組をしています。発電分野においても、温室効果ガスの排出量が多いと言われる石炭火力発電では、大気汚染物質の排出を大幅に削減するクリーンコール技術が導入されている発電所もありますが、化石燃料である以上、C O₂ の排出量は大きいままです。

やはり、水力、太陽光、バイオマスなどの自然エネルギーに切り替えることで、C O₂ 排出削減に大きな効果が見られます。よって、国や、国会や政府に対し、直ちに令和 32 年、2050 年脱炭素実現に向けて最大限の目標を設定すること、その実現に向けた具体的な行動を起こすよう強く要請する意見書案でございます。

議員の皆さんのご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論でございます。

7 番(松井 匡仁議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

松井議員。

7 番(松井 匡仁議員)

この意見書に反対の意見を申し上げます。

この意見書ですね、読ませていただきますと、もう政府が取り組んでいる状況をそのまま、政府は今2050年の脱炭素に向けまして、一生懸命取組を行っております。それをどういう意味なのか、やり遂げなければならない挑戦であるとか、そのまま政府がやっていることを何て言ったらいいのかな、意見書として送るんはちょっとおかしいんじゃないかなと、また技術の開発につきましても、日本は、最先端を走っていると思っております。それをですね、また考え方を広めていくことが必要であるとか、これ意見を申すような段階ではないと考えます。

仮に、これが現状、取組を表明していない、本町、町長への意見書であるならば、賛同はいたしますが、日本政府へ、対してということであれば賛同いたしかねます。

以上です。

議長(北村 孝議員)

続いて、賛成討論ございませんか。

12 番(河野 隆子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

河野議員。

12 番(河野 隆子議員)

各国は15年のパリ協定で気温上昇を1.5度に抑えることを目指し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを今世紀後半には実現するとの目標を定めました。しかし、排出削減は十分に進んでおりません。1.5度に抑えても、今年以上の暑さが続くと考えられます。日本では30年時点の排出量を1990年比で50%から60%削減することが気候危機を回避する上で最低限必要です。そのためには、2030年までの対策引上げが決定的に重要です。

ところが日本政府の削減目標は40%にとどまります。温室効果ガスを大量排出する化石燃料による火力発電からの転換が必要ですが、再生可能エネルギーの電力比率はまだ20%程度です。50年のカーボンニュートラルに向けた電力構成の在り方にも問題があります。

政府は、水素、アンモニアによる火力発電や排出される二酸化炭素回収、利用する火力発電といった新技術を取り入れようとしています。しかし、褐炭からつくる水素の輸入など、結局は化石燃料が元です。二酸化炭素の回収には多くのエネルギーが必要で、利用技術はほとんど確立されていません。原子力発電にも依存し、寿命延長や新增設をしようとしています。

一方、電力に占める再エネ比率は、50%から60%にとどめます。世界では、再エネ比率が既に30%を超え、風力と太陽光だけで原発を追い抜きました。欧州では、再エネが44%に、20年前には電力比率が1%だった風力が、石炭やガス火力を抜きました。アメリカも35年に電力の70%以上を風力と太陽光にする方針であります。

日本でも再エネの潜在量は十分にあります。併せて、断熱などの省エネを徹底すれば、カーボンニュートラルを実現できます。なぜそうした対策が進まないのか、原発や石炭火力発電の利益共同体の存在があります。電力会社や発電設備メーカーなどの経済界、膨大な献金を受ける政界、天下りの官僚、企業広告に頼るマスメディア、抵抗は大きいです。

よって、国会の、国会及び政府は直ちに2050年脱炭素実現に向けて、具体的な行動を起こすように強く要望すると。ということでこの意見書案には、ぜひこの忠岡町の議会でも賛同をお願いしたいというふうに思います。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、松井委員からもありましたが、日本は世界で最も効率的、また、あとCO₂の排出等に取り組む行っている国ということをご理解いただいていると思うんですけど、一部これは意味あるのかというような施策もあると思いますけど、我が国の環境政策、これ今現在頑張っている、雑巾を絞っているような取組に忠岡町として何か意見を上げていくんやとすれば、隄より始めよという言葉がね、あるように、例えば具体的には忠岡町南北800メートル、狭い町内ですよね。車で移動されてる方いっぱいいますよね。CO₂撒き散らしますやん。それであれば、せめて僕ら議員はその賛成する議員中心に、忠岡町の庁舎の駐

車券を返上してね、車で利用できるだけ抑制するとか、あと、例えばね、お昼御飯のときとか、使い捨てのプラとか使ってますよね、いうかそれはプラに回したらいいんや、リサイクルに回したらいいやということを言う人いますけど、あれリサイクルするほうがCO₂めっちゃ発生するんですよね、初めてつくるより、これもお存じだと思うんですよ。

でなれば、莫大なCO₂を発生するようなことも含めて、例えばせめて忠岡町の庁舎内はプラを一切使わない取組ね。この議案に賛成される議員の方々より、まずは行動していただけたらなと、意見書にもありますね、書いてあります最大限のCO₂ゼロの徹底を始めていただければ、思ってます。

賛成者は知行合一という精神もありますし、意見者としてね、国に出すというよりも、やっぱりやっつてる中で定義していくということが必要じゃないかなと思いますし、これを契機に何らかの取組が始まることが大変期待いたしますし、ただ私はね、そんな高尚な、要は属性レベルの低い人間なんで、こんな高い精神性で日常生活に挑んだりとか続けることはできないんで、本意見書には反対させていただきます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

賛成討論を行います。

地球温暖化というかもう気候変動ですね、ある南の島々はもう水没してしまっているという状況や台風の、台風ですかね、そういったのが異常にも巨大になってきているということで、その気候変動は私たち日本に住んでる者でも感じる事だと思います。その気候変動を止めるということをしてないといけないという世界的にも、もうこれはもう重要な課題だという位置づけを日本政府が持っているのかどうかというところであります。

昔に決めた分さえ守ればいいじゃなくて、今もうどんどんと産業革命のときよりも1.4度上昇して、今年はさらに上昇して1.5度を超えるというふうに推計されているということで、パリの協定では気温の上昇を1.5度にね、抑えるというふうに目指しているけれども1.5度に抑えても、もうこれ以上の暑さがね、続くというふうに考えられているということですから、それ以上の目標を持って、取り組まなければいけないという意識があるのかどうかということで、温室効果ガスの排出量の55%は中国やアメリカやEU、インド、インドネシア、ブラジル、ロシアこういったところですが、国民1人当たりの排出量の大きい国はアメリカ、ロシア、日本、中国、EUということで、日本も量的には少

ないと思われているけれども国民1人当たりでは多いほうなんですね。ということで、この認識をもっと持ってもらわなければいけないし、EUは1990年の京都議定書の年から2022年までには27%減らしているのに対して、日本はたった11%しか減らしていないということでもあります。

日本の対策があまり進んでいないということで、気温上昇を1.5度未満にするには、もう2030年までに2019年の排出量比で世界全体で40%から50%削減、日本では80%以上削減しないとそれに匹敵しないということなので、日本は2019年の排出量と比べて80%以上も削減しないといけないところに来ているという今の見通しですね、今の段階での、というところで80%なんか減ってません、減らす気ありませんやん。

2050年までに減らしたらええんやというそういうね、2030年と2050年、20年の開きがあります。もう2030年までに何とかしないと、もう大変なことになるということで、最高気温が40度を超えるというのがもう43度とかいうふうな時代がね、やってくると思います。

そういう状況を、もう世界各国が協力をして削減に取り組まなければ、削減しても、上昇し続けるわけなので、もうこれ以上、上昇させないように、もう2030年度までに前倒しをして、減らすと、削減目標を前倒ししてね、するということが必要なのに、その気が全くないという日本政府に対して、やはりこれはやっているからいいんだではなく、やっぱり前倒しで2030年までに80%日本は減らさないといけないということを上げていくという意見書であると思います。

ということで、やはりこれは再生可能エネルギーに火力発電ですね、多くが火力発電、石炭とかで、燃やしているというここを止めなければ一番大きいところですので、だからそれを全て再生可能エネルギー、水力やら風力やら、太陽光とか、こういったものに切り替えていくということを政府に求めるものであります。

今のペースで火力発電も続けていいよというそんな甘っちょろいものではやはりこの気温ね、気候危機は止まらないと思います。目的は、CO₂削減じゃなくて気候危機を止めるということなので、そのための温室効果ガスを減らすという目的そのものが間違っているというね、そういうね、ものであります。だから、気候危機を止めるという目的でCO₂を減らすという目的は気候危機を止めるというところに置いた意見書であります。

これはね、思想、信条いろいろ何かあっても、これはもう人類が一致して、この気候危機を止めるということにならなければ取り組めない、実現できないということですので、日本政府にこの意識をきちっと持っていただくということで上げていきたいと思いますので、ご賛同いただきます。お願いします。賛成討論とします。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

私賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどね、反対の方も忠岡町、足元の忠岡町が取組していないのに、国に言うのはどうなのかといったご意見されてたと思いますけれども、それはそれで忠岡町は忠岡町で取組すべきやと思いますけれども、まず国にその気候変動に食い止めるための今取組されてるかもしれないけれども、明らかに気候変動が進むスピードと、我々人類が今取り組んでいるそのスピードと比べたら明らかに気候変動が進むスピードのほうが速いんですよ。だからそれを少しでも食い止めるために、もっと今よりももっと高い目標を掲げて、もっと具体的な、今よりもっと具体的な行動を起こしてくれと、求めるのは私はこれは何もおかしいことじゃないと思います。

そこをいろいろ難しいことおっしゃってますけれども、そんな反対する理由がちょっと見当たらないかなと思ってますけれども、ですので賛成させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第7号 2050年脱炭素実現に向けて最大限の取り組みを求める意見書の提出についてを採決いたします。

意見書第7号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、意見書第7号は否決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第12、議会運営委員会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申出のとおりにより、閉会中の継続調査することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

本定例会の会議に付されました事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、9月21日からの石川県能登地方における記録的な豪雨によりお亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災されました方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、9月4日より開会されました本定例会では、ご提案いたしました諸議案について、慎重なご審議いただき、ご賛同、ご可決を賜り誠にありがとうございました。

早いもので、私が就任してから4年の月日がたち、本定例会が私にとって1期4年最後の定例会となりました。就任当初は新型コロナウイルスと対峙することとなり、密を避け、様々なイベントを中止するなど、感染対策に重点を置いた町政運営というスタートになりました。

このような中、町政においては最大の懸念事項でありましたクリーンセンターの管理運営について、公民連携方式を選択したことで、財政負担の軽減が図られ、今後の人口減少社会を見据える中で、持続可能なまちづくりに大きな効果をもたらすものと考えております。

また、水はけが悪く、使用に支障を来しておりました町民グラウンドにつきましても、改修工事を実施し、改善を図ることができました。そのほか、ソフト面においては、子ども医療費助成の対象年齢の拡大、また泉大津、高石との2市1町の広域連携協定を締結したことで効率的で安定した行政サービスの提供に寄与するものと考えております。

これらの実現には、私一人では成し得ず、議員皆様方と論戦を交わせさせていただき、そして、ご理解とご協力を賜りながら実現することができました。改めてこの場をお借りいたしまして、議員の皆様方に深く感謝を申し上げます。

そして、これまで私を支えていただいた職員の皆様にも感謝を申し上げる次第であります。私は、この４年間、スピード、決断、実行をモットーに、誠心誠意頑張ってまいりました。しかしながら、少子化、超高齢化社会を迎える中、まだまだ本町には課題が山積しており、後戻りすることなく町政を前へ進めていくことが必要であると感じております。このような中、もう一度、町政のかじ取りを担わせていただく、私は次期町長選挙に立候補することを決意いたしました。

つながる、集う、人を育む忠岡をつくるため、挑戦してまいりたいと思います。

結びに当たり、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されますよう心からご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。
議長（北村 孝議員）

以上をもちまして、令和６年第３回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様には、大変ご苦勞さまでございました。

以上で終わります。

（「午後 １時３７分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年10月1日

忠岡町議会議長 北村 孝

忠岡町議会議員 松井 匡仁

忠岡町議会議員 三宅 良矢